

議案第79号

関市職員の給与に関する条例の一部改正について

関市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年11月26日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市職員の期末手当の支給率を改定するため、この条例を定めようとする。

## 関市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 関市職員の給与に関する条例（昭和33年関市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 関市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、令和3年4月1日から施行する。

（関市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正）

2 関市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年関市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

3 関市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。